

## ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

(農業生産の基盤の整備)

第24条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

## ○ 現行基本計画の概要

- 農業生産基盤整備について、より効率的・効果的に実施することが求められているため、施策体系や事業の仕組み等を抜本的に見直し
- 基幹的水利施設の戦略的な保全管理、地域の裁量を活かした制度、食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進など、農業生産基盤の保全管理と整備の新たな展開を推進

## 12基本計画（H12.3閣議決定）

## 17基本計画（H17.3閣議決定）

## 現行基本計画（H22.3閣議決定）

## これまでの評価と課題等

情勢の変化等

	H16 新潟豪雨・中越地震等	H23.3 東日本大震災	H24 九州北部豪雨等
農業農村整備事業費 (農林水産関係予算に占める割合)	10,926億円(H12) (31.9%)	7,756億円(H17) (26.4%)	2,129億円(H22) (8.7%)
水田整備率※1 うち大区画化水田整備率 うち汎用化水田整備率	57% (H13) 6% (H13) 39% (H13)	60% (H17) 7% (H17) 41% (H17)	62% (H22) 8% (H22) 43% (H22)
畑地かんがい施設整備率※2	19% (H13)	20% (H17)	21% (H22)
耐用年数を迎えた基幹的農業水利施設数（累計）	4,480 (H13)	5,800 (H17)	7,960 (H22)
			8,910 (H24)

主な制度等

## ■ H13.6 土地改良法改正

## 土地改良長期計画に基づく計画的な事業の実施

（農業・農村を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに計画を見直し）

■ H14.12 米政策改革大綱 ■ H17.10 経営所得安定対策等大綱

## ■ H25.11 令和長寿命化基本計画

## ■ H25.12 國土強靭化政策大綱

## ■ H12.8 公共事業の抜本的見直し

## ■ H17.4 地域再生法制定

## ■ H25.12 農地中間管理機構法制定

## ■ H26.3 多面的機能法案の提出

農業農村整備等

（農地整備） 担い手に対する事業実施資金の金利負担軽減措置（H5～）

■ 水田農業の構造改革を加速化するため、整備率向上を主とする事業体系を改め、農地の利用集積、経営体の育成等 成果を重視した事業制度に転換（H15～）

農業競争力を強化を図るため、農地の大区画化・汎用化等に加え、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進

講じた措置

（農業水利） 予防保全対策や適期の更新整備に関する指導・助言等を実施

島嶼部を除き、ダムの新規採択を取り止め（H15）

農業水利施設の機能保全の手引きを策定し、ストックマネジメント※3の取組を開始（H19）

## ■ 基盤整備を契機として農業生産法人の育成を支援

## ■ 事業主体に農地中間管理機構を追加（H26）

震災復興

洪水調整など防災に資する多面的機能の増進  
・地域ぐるみによるため池の保全活動を推進（H12）ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災対策の推進  
・ため池の全国一斉点検を実施（H17,18）  
・ハザードマップ作成等ソフト対策を導入（H18）

農地・農業用施設の防災対策から農村地域の防災・減災対策へ

・防災事業等において施設の耐震化を推進（H23～）

■ 頻発する集中豪雨等多様な自然災害に対応するため、農地防災事業を総合メニュー化し、地域防災力の向上、國土強靭化を推進（H25～）

広域農道の新規採択を取り止め（H13）

■ 地域における農地・農業用水等の良好な保全と質的向上を支援

農地・水・環境保全向上対策 → 農地・水・保全管理支払 → 多面的機能支払（H26）

注

■ 地方の裁量による事業実施を支援するため農山漁村地域整備交付金を創設（H22）

## ■ 環境との調和に配慮した事業の実施、地域住民の意見聴取（H13土地改良法改正）

■ 東日本大震災に対処するため、土地改良事業として除塩を実施（H23土地改良法特例法）

・農地復旧と一体的に農地の大区画化や利用集積を推進

事業評価による効率性や事業実施過程の透明性の向上

コスト縮減の計画的な推進

○ 農地集積・集約化の加速的進展等を見据え、大規模・少數の担い手が大宗を占める農業構造に対応した基盤整備の方向性を明らかにし、戦略的かつ計画的に整備を進めていく必要があるのではないか。

○ 今後、農地集積や土地持ち非農家の増加等が進む中、均質な農家で構成されていることを前提に成り立ってきた集落による農地や水の管理、土地改良区の組織運営、土地改良事業の実施等の様々な局面において新たな事態が生じる可能性。このため、地域の実情を踏まえつつ、土地改良制度について、事業への参加資格者のあり方、事業実施手続等に関する検証・検討等を行うことが必要ではないか。

○ 農業水利施設については、耐用年数を超えた施設が急速に増加していくことから、効率的かつ持続的な保全管理が必要。このため、施設の監視を強化しつつ適期の更新等を実施するとともに、国、都道府県、土地改良区等による各種情報の共有化などを通じた連携を強化する必要があるのではないか。

○ 大規模地震や集中豪雨等の災害リスクが高まっている中、農村地域における防災・減災対策について、ため池や基幹水利施設の脆弱性評価に基づき、地域毎に優先順位を勘案しながらハード・ソフト両面の対策を総合的・計画的に進める必要があるのではないか。

また、被災時の食料安定供給や二次被害を最小に抑えるため、早期の施設復旧に向けて、主要施設について、管理者の業務継続計画（BCP）の作成を促すべきではないか。

※1 30a程度以上の区画に整備済みの水田面積の割合（大区画化水田とは1ha程度以上に区画整理された水田、汎用化水田とはおおむね4時間雨量4時間排除の地表排水条件を有し、かつ地下排水条件の良好（70cm以深）な水田）  
 ※2 畑地かんがいが行われている畑地面積の割合。  
 ※3 農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称。

注：小水力発電、集落排水事業等については、今後、「農村の振興に関する施策」の検証において検討。

## 農村の総合的な振興、中山間地域等の振興（基本法第34条、第35条）

## ○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

(農村の総合的な振興)

第34条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。  
(中山間地域等の振興)第35条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

## ○ 現行基本計画の概要

- 農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来するバイオマスなどのあらゆる資源と産業とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進。
- 農村への新たな交流需要の創出、都市部を含む人材の確保・育成、教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用等を推進。
- 都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討。都市農業を守り、振興する取組を推進し、その機能や効果を十分に発揮。
- 農村コミュニティを維持・再生するための対応方策の検討、中山間地域等直接支払制度の継続実施と法律上の措置とすることを含めたあり方の検討、農地・水・環境保全向上対策の評価と施策のあり方の検証、鳥獣被害対策の推進、快適で安全・安心な農村の暮らしの実現等を推進。

	12基本計画（H12.3閣議決定）	17基本計画（H17.3閣議決定）	現行基本計画（H22.3閣議決定）	これまでの評価と課題等
農村人口(うち中山間地域) <sup>※1</sup>	H12 4,412万人(1,628万人)	H17 4,344万人(1,567万人)	H22 4,194万人(1,469万人)	
農村の高齢化率(うち中山間地域の高齢化率) <sup>※1</sup>	H12 21.3% (25.1%)	H17 23.9% (28.2%)	H22 26.8% (31.1%)	
小規模集落（総戸数9戸以下）の割合 <sup>※2</sup>	平地／中間／山間 H12 3%/4%/9%		H22 3%/6%/12%	
汚水処理人口普及率 <sup>※3</sup>	人口30~50万人の市／人口5万人未満の市町村 H12 78%/41%	H17 85%/60%	H22 89%/71%	H25 91%/74%
中山間地域等直接支払の取組状況 <sup>※4</sup>	H12年度 協定数 26,119 交付面積 54万1千ha	H17年度 協定数 27,869 交付面積 65万4千ha	H24年度 協定数 27,849 交付面積 68万2千ha	
情勢の変化等		農地・水・環境保全向上対策（平成23年度からは農地・水保全管理支払）の取組 <sup>※4</sup> H19年度 共同活動支援 対象組織数 17,122 取組面積 116万ha	H24年度 共同活動支援 対象組織数 18,662 取組面積 145万5千ha 向上活動支援 対象組織数 7,476 取組面積 34万9千ha	○ 農村地域においては、人口減少や高齢化、農家と農家以外の住民の混住化が進行し、集落機能の低下や農地等の維持・管理が困難になるとといった問題が生じている。今後、人口減少・超高齢社会の到来が予想される中、農村地域の一層の活力低下が懸念される状況。
				○ このような中で、農村地域の活性化を図るためにには、農業振興のための施策だけではなく、非農家も含めた地域住民が快適に生活できるような環境の整備や就業機会の確保等の施策も含め、総合的な対策を講じることが必要ではないか。
H10.3 21世紀の国土のグランドデザインの閣議決定 (国土総合開発法に基づく長期計画) 一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換		H20.7 土国形成計画の閣議決定（国土形成計画法に基づく長期計画） ・量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ ・国主導から二層の計画体系（分権型の計画づくり）へ	H24.1 将来人口推計の公表（国立社会保障・人口問題研究所） 2060年の総人口は8,674万人、65歳以上人口が39.9%  H25.3 地域別将来人口推計の公表（国立社会保障・人口問題研究所） 2040年の総人口は全ての都道府県で2010年を下回る。 2040年には、65歳以上人口が40%以上を占める自治体が半数近くに	○ このため、関係省庁が連携し、現状のまま人口減少・高齢化が推移した場合の将来の農村の姿を予測した上で、農業の振興だけでなく、生活環境の向上、就業機会の確保、国土の保全等の観点から、活力ある農村づくりに向けたビジョンの策定と、その実現のための施策について検討すべきではないか。
			H26.3 新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）の公表 2050年には約6割の地域で人口が半減、 うち3分の1の地域が無居住化（国土交通省）  H26.5 消滅可能性都市の公表 896自治体が消滅する可能性（日本創成会議）	

※ 1 国勢調査における人口集中地区（DID）以外の地区を農村とした。なお、DIDとは、人口密度4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査の調査区が市町村内で隣接し、全体として人口5,000人以上の規模で構成される地区。

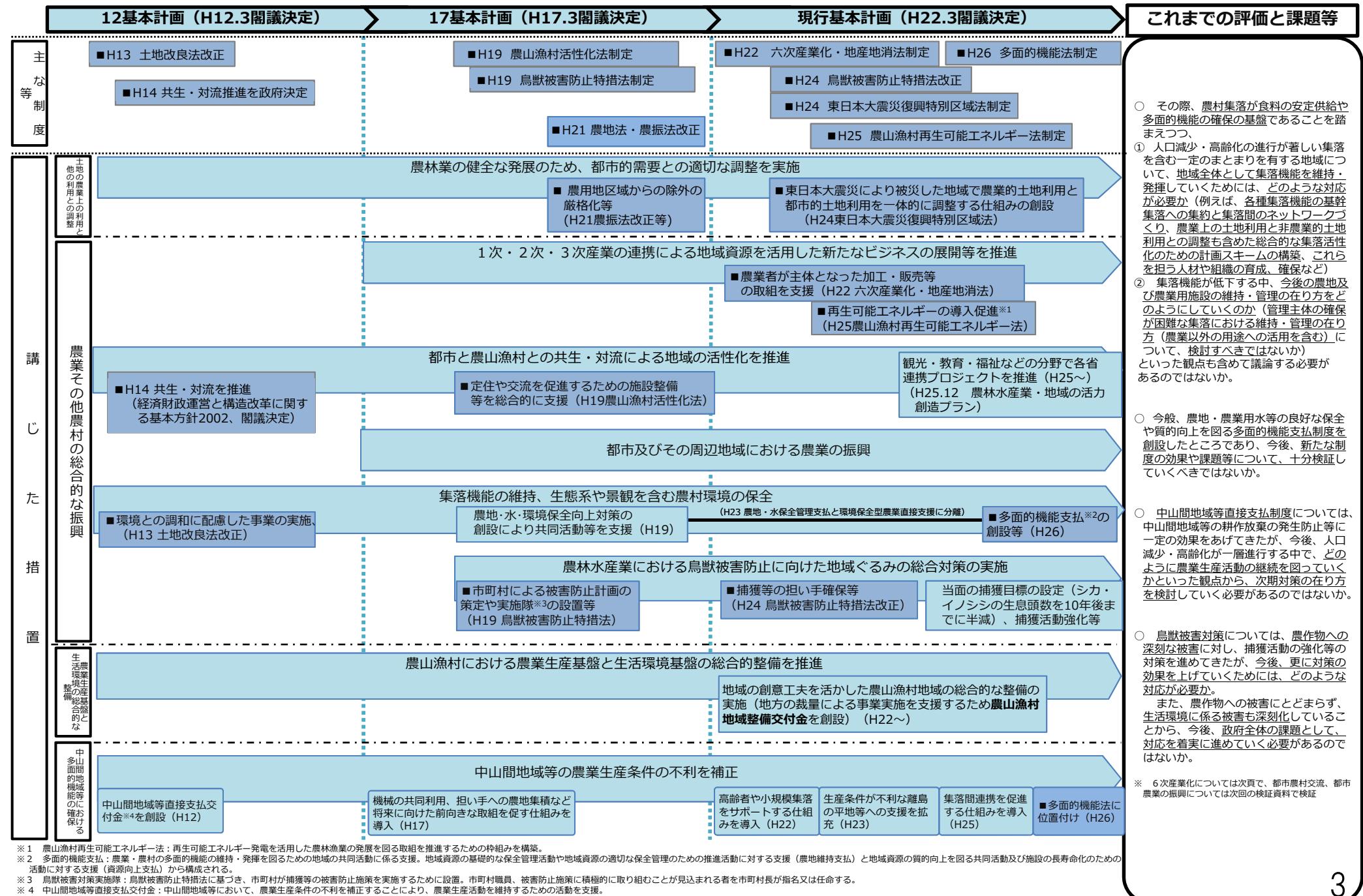
また、中山間地域とは、農林統計に用いる農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域。高齢化率とは、65歳以上人口が総人口に占める割合。（出典：国勢調査）

※ 2 出典：農林業センサス（組替集計）

※ 3 出典：国土交通省、農林水産省、環境省調べ

※ 4 出典：農林水産省調べ

## 農村の総合的な振興、中山間地域等の振興（基本法第34条、第35条）



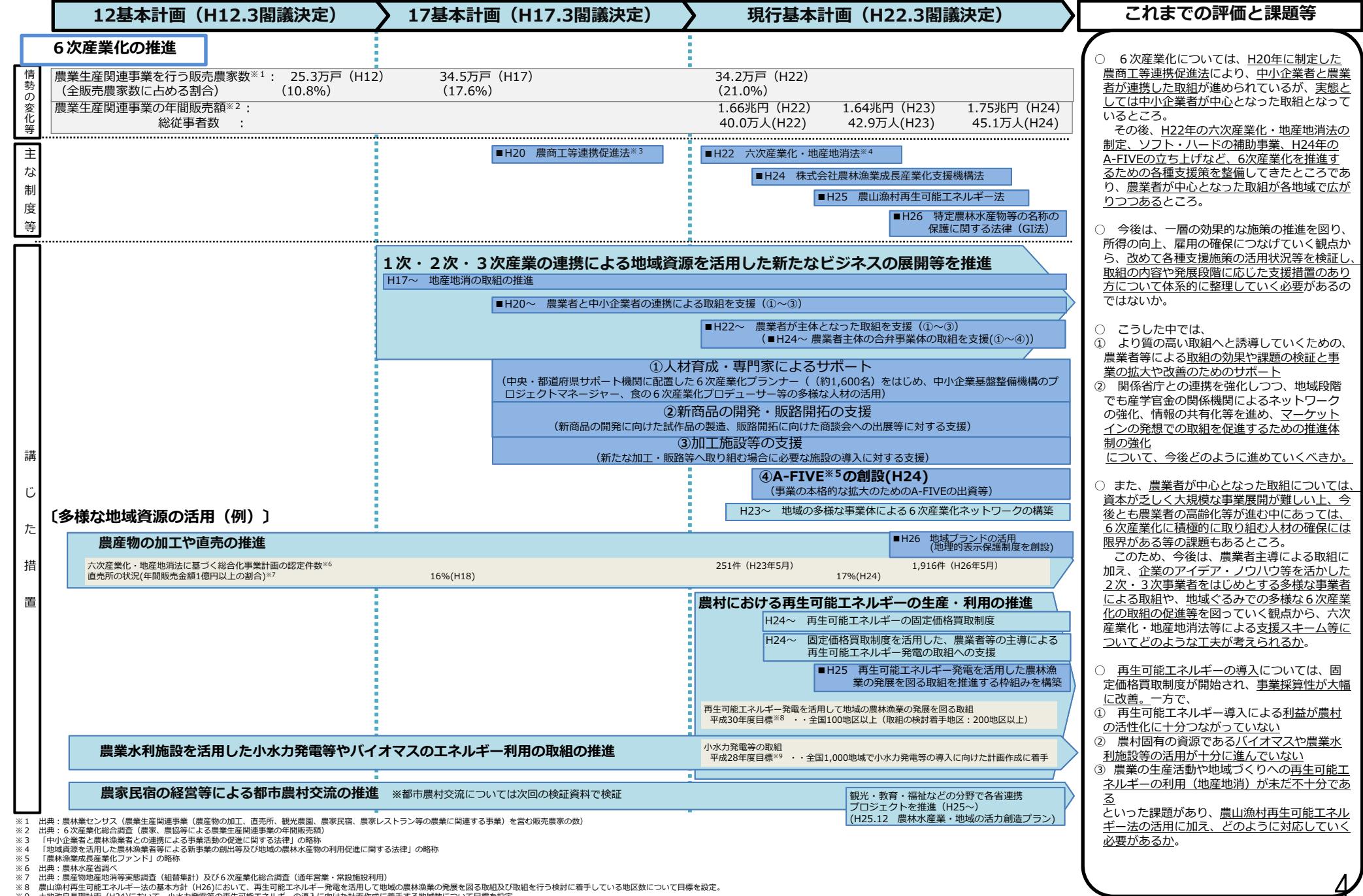
※ 1 農山漁村再生可能エネルギー法：再生可能エネルギー発電を活用した農山漁村の発展を図る取組を推進するための枠組みを構築。

※ 2 多面的機能支払：農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るために地域の共同活動に係る支援。地域資源の基礎的な保全管理活動や地域資源の適切な保全管理のための推進活動に対する支援（農地維持支払）と地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿化のための活動に対する支援（資源向上支払）から構成される。

※ 3 鳥獣被害対策実施隊：鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が捕獲等の被害防止施策を実施するために設置。市町村職員、被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者を市町村長が指名又は任命する。

※ 4 中山間地域等直接支払交付金：中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を維持するための活動を支援。

## 農村の総合的な振興、中山間地域等の振興（基本法第34条、第35条）



※1 出典：農林業センサス（農業生産関連事業（農産物の加工、直売所、觀光農園、農家民宿、農家レストラン等の農業に関連する事業）を営む販売農家の数）

※2 出典：6次産業化総合調査（農家、農協等による農業生産関連事業の年間販売額）

※3 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の略称

※4 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の略称

※5 「農林漁業成長産業化ファンド」の略称

※6 出典：農林水産省調べ

※7 出典：農産物地産地消等実態調査（組替集計）及び6次産業化総合調査（通年営業・常設施設利用）

※8 農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（H26）において、再生可能エネルギー発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び取組を行う検討に着手している地区数について目標を設定。

※9 土地改良長期計画（H24）において、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手する地域数について目標を設定。